

令和4年度第2回宮崎県私立学校審議会議事概要

- 1 日時
令和5年2月1日（水）10時00分から11時15分まで
- 2 場所
県庁7号館735号室
- 3 出席委員（11名）
宮元委員、柳 委員、橋口委員、近藤委員、盛満委員、後藤委員、
添田委員、坂本委員、森迫委員、井手脇委員、常盤委員
- 4 議題
 - 諮問第4号 川南幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
 - 諮問第5号 月見ヶ丘幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
 - 諮問第6号 高岡幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
 - 諮問第7号 宮崎ひがし幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
 - 諮問第8号 宮崎みなみ幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
 - 諮問第9号 認定こども園本郷幼稚園の収容定員に係る園則の変更について
 - 諮問第10号 認定こども園ふじ幼稚園の廃止及び学校法人えびの学園の解散について
 - 諮問第11号 宮崎医療福祉専門学校の目的の変更について
 - 諮問第12号 宮崎情報ビジネス医療専門学校の目的の変更について
 - 諮問第13号 宮崎こども・医療専門学校の設置について
 - 諮問第14号 トライアート・カレッジの廃止及び学校法人ミウラ学園の解散について
 - 諮問第15号 延岡看護専門学校の課程の廃止について
 - 諮問第16号 小林准看護学校の廃止について

5 内容及び審議結果等

(1) 諮問第4号 川南幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・設置者 学校法人尾鈴学園
- ・所在地 川南町平田1428番地
- ・収容定員の変更 60名減

変更前	変更後
120名	60名

- ・変更の理由
園児数が減少し、収容定員を下回る状態が継続しているため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

適当と認める。

(2) 諮問第5号 月見ヶ丘幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・設置者 学校法人昭和学園
- ・所在地 宮崎市月見ヶ丘4丁目19-2
- ・収容定員の変更 40名減

変更前	変更後
160名	120名

- ・変更の理由
園児数が減少し、収容定員を下回る状態が継続しているため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

適当と認める。

(3) 諮問第6号 高岡幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・設置者 学校法人昭和学園
- ・所在地 宮崎市高岡町内山3068番地
- ・収容定員の変更 30名減

変更前	変更後
120名	90名

- ・変更の理由
園児数が減少し、収容定員を下回る状態が継続しているため。

② 主な質疑等

- ・ 収容定員を変更する目安はあるのか。
→ 「収容定員（認可定員）」を変更するに当たっては、学校法人が、近年の在園児の推移や現在の「利用定員」等を踏まえ、定員の見直しを行っている。「利用定員」とは、「子ども・子育て支援新制度」における給付金の単価水準を決める基準であり、「収容定員（認可定員）」の範囲内で、施設事業者の申請に基づき市町村が設定するものである。

③ 審議結果

適当と認める。

(4) 諮問第7号 宮崎ひがし幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・ 設置者 学校法人昭和学園
- ・ 所在地 宮崎市大島町松ノ木229番地
- ・ 収容定員の変更 50名減

変更前	変更後
200名	150名

- ・ 変更の理由
園児数が減少し、収容定員を下回る状態が継続しているため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

適当と認める。

(5) 諮問第8号 宮崎みなみ幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・ 設置者 学校法人昭和学園
- ・ 所在地 宮崎市大字恒久字赤池6732番地1
- ・ 収容定員の変更 90名減

変更前	変更後
160名	70名

- ・ 変更の理由
園児数が減少し、収容定員を下回る状態が継続しているため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

適当と認める。

(6) 諮問第9号 認定こども園本郷幼稚園の収容定員に係る園則の変更について

① 内容

- ・設置者 学校法人昭和学園
- ・所在地 宮崎市大字本郷南方字小迫4755番地2
- ・収容定員の変更 60名減

変更前	変更後
160名	100名

- ・変更の理由
園児数が減少し、収容定員を下回る状態が継続しているため。

② 主な質疑等

- ・学校法人昭和学園の幼稚園について、認定こども園は他にあるのか。
→ 本郷幼稚園のみである。

③ 審議結果

適当と認める。

(7) 諮問第10号 認定こども園ふじ幼稚園の廃止及び学校法人えびの学園の解散について

① 内容

- ・設置者 学校法人えびの学園
- ・所在地 えびの市大字栗下1592番地
- ・廃止・解散の理由
少子化により学校法人としての事業の継続が難しいため。

② 主な質疑等

- ・ふじ幼稚園と加久藤乳児保育園を廃止した上で新たに幼保連携型認定こども園に移行することであるが、設置はいつか。
→ 幼保連携型認定こども園の設置認可については宮崎県子ども子育て支援会議における審議事項であり、別途開催している。今回の私立学校審議会の審議結果を踏まえて決定し、令和5年4月1日から運営開始予定である。
- ・ふじ幼稚園の園舎は認定こども園へ移行後も活用されるのか。
→ ふじ幼稚園及び加久藤乳児保育園の両方の園舎を活用する予定である。

③ 審議結果

適当と認める。

(8) 諮問第11号 宮崎医療福祉専門学校の目的の変更について

① 内容

- ・設置者 学校法人日章学園
- ・所在地 西都市清水1000

- ・変更の内容
教育・社会福祉専門課程及び商業実務専門課程の廃止
- ・変更の理由
志望者が減少し、学科の継続が困難と判断したため。

② 主な質疑等

- ・教育・社会福祉専門課程における介護福祉学科の募集停止は10年以上前であるが、今回の時期に廃止する理由は何か。
→ 社会福祉士養成の需要は高く、学校の社会的使命の観点から廃止については慎重に対応をしてきたが、現段階において志望者数の回復が見込めないため。

③ 審議結果

適当と認める。

(9) 諮問第12号 宮崎情報ビジネス医療専門学校の目的の変更について

① 内容

- ・設置者 学校法人宮崎総合学院
- ・所在地 宮崎市老松1丁目3番7号
- ・変更の内容
教育・社会福祉専門課程の廃止
- ・変更の理由
新設する学校に教育・社会福祉専門課程及び商業実務専門課程の一部学科を移管するため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

適当と認める。

(10) 諮問第13号 宮崎子ども・医療専門学校の設置について

① 内容

- ・設置者 学校法人宮崎総合学院
- ・所在地 宮崎市老松2丁目4番地1
- ・設置の趣旨及び目的
学校教育法に基づき、高等学校における教育の基礎の上に、商業実務、教育・社会福祉の専門課程を設置し、職業若しくは实际生活に必要な技能と教養の向上を図り、社会の発展に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

適当と認める。

(11) 諮問第14号 トライアート・カレッジの廃止及び学校法人ミウラ学園の解散について

① 内容

- ・設置者 学校法人ミウラ学園
- ・所在地 延岡市須崎町4-6
- ・廃止及び解散の理由
生徒数の減少及び後継者不在のため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

相当と認める。

(12) 諮問第15号 延岡看護専門学校の課程の廃止について

① 内容

- ・設置者 一般社団法人延岡市医師会
- ・所在地 延岡市出北6-1621
- ・廃止の理由
志望者が減少しているため。

② 主な質疑等

- ・令和4年度に募集停止する以前の生徒数は定員を上回っているが、今回の廃止は今後の志望者数減少を見込んでのものなのか。
→ 実際に志望者数は年々減少しており、今後も減少が見込まれることから学校運営を維持することが困難であるためと伺っている。

③ 審議結果

相当と認める。

(13) 諮問第16号 小林准看護学校の廃止について

① 内容

- ・設置者 一般社団法人西諸医師会
- ・所在地 小林市細野2234
- ・廃止の理由
生徒の確保が困難であるため。

② 主な質疑等

特になし

③ 審議結果

相当と認める。